

## 第七章 農林業関係機関と団体

### 概況

昭和二十八年八月十五日の太平洋戦争終結を境に、農業経営の抜本的な改革が始まった。第一に農地開放がある。つぎに農業協同組合法の制定である。それに伴う制度上の改革が急テンポで進められた。

終戦前後における食糧危機を克服するための主食重点の農作物の転換、衣料不足に伴う養蚕の奨励など水田皆無の本村でも、米麦の代わりにトウモロコシ、馬鈴薯、ソバ、キビなどの穀類の増産に拍車をかけていた。

戦時中、青壮年の多くは戦場に狩り出され、婦女子は軍需工場へ徴用となり、本村の農林業は高年齢層の男女が主力だった。終戦と同時に青壮年が復員してきて食糧増産、林業、養蚕の担い手に代わった。

本村の農林業に関係する機関と団体は、米軍の占領下における特殊な状況の中で、「主権在民」の民主主義に生まれ変わった平和国家日本の新憲法に基づいて誕生したのである。

昭和二十年八月二十八日の全国農業会会長会議で新農業政策綱領が決議され、農業による国家の生産基盤が確立し、農業立国の国是を明確にするための農地の適正配分と土地改良の徹底がとりあげられた。

特に農地解放は、GHQの「農地改革に関する覚書」の交付による即実行の至上命令であった。

農地解放、農業会の解散に伴う農業協同組合の設立、養蚕および蚕種組合の充実、森林組合の改革、酪農組合の設立、農地および農業の改革など占領下における国内の農業・林業団体の抜本的な改革が急速に進められた時期であった。

昭和二十五年六月二十五日の朝鮮動乱勃発に端を発して国際情勢の急変に伴い、農業立国の姿が日増しに崩れ、第二次産業へ移行した。三十年代から四十年代にかけての経済成長期を迎えて本村から戦時中のように若者たちは再び村を去っていった。

青壮年が主力だった本村の各種農林に関係する団体は、昭和三十年前半までのような精彩はすっかり失われ、生産の場であった富士北ろくの広大な樹林も観光開発の拠点に移り変わった。戦後、発足した農業協同組合も生産増強とは反対に生産調整の場となり、豊かな農村生活を営むための金融機関、生活必需品を購入する公益施設に変わってしまった。青壮年は地元企業の誘致で村に帰ってきたものの大半は会社や誘致工場に勤務し、農業に従事する村民は平均六十五歳の高年齢層である。「これからの農業はどうなるのだろうか」と日本全体の農業人の共通の不安を抱えて、所属する団体に加入して善後策を講じているのが現況である。

なお鳴沢村、河口湖町船津、小立地区、勝山村、足和田村大嵐地区の共有財産の權益をもつ鳴沢村ほか一町二カ村恩賜県有財産保護組合は、木炭、薪、林産加工品の低落に伴い、県有林の多目的利用と保護育成に努めてレジャー産業の推進による借地補償料の増収、盆栽、植え木用の苗の増植販売で新しい収入の道を開いている。

## 農業委員会

### 農地委員会の設立

昭和二十年十二月九日、GHQの「農地改革に関する覚書」交付に基づき、本村の農地解放に着手したのは同二十二年三月二十一日以降である。第一次農地調整法改正が国会で可決され、施行と同時に全国都道府県の市町村が一斉に農地委員会を設立して実施された。

本村の農地委員会は昭和二十二年三月二十一日に村役場に設置され、九名の農地委員が選任された。地主・小作人の貸借関係にあった農地を小作人名義に登録しなおす農地調整を主とする事務の取り扱いと調停が早い速度で進められた。その間、農地委員は同二十六年七月二十六日まで三回にわたって改選された。

歴代の農地委員は次のとおりである。

○第一期（昭和22年3月21日～同年10月21日）

渡辺和一郎、三浦直作、小林皇士郎、渡辺菊雄、小林八郎、渡辺正明、渡辺卯多美、佐藤好蔵、渡辺久徳

○第二期（昭和22年10月22日～同24年8月31日）

三浦直作、渡辺一明、渡辺和一郎、渡辺久徳、渡辺卯多美、渡辺正明、渡辺孝夫、小林皇士郎、渡辺菊雄、佐藤好蔵

○第三期（昭和24年9月1日～同26年7月26日）

渡辺貴広、佐藤好蔵、梶原徳忠、三浦富作、渡辺久徳、小佐野辰信、渡辺市蔵、渡辺弥太郎、小林修多、小佐野亥作

### 農業委員会の発足

戦後の主要食糧の確保と推進役をつとめた農業調整委員会は、農地改革が順調に進み、食糧事情も好転に向かいつつある状況の中で、昭和二十五年四月一日から発足したが、農地委員会、農業調整委員会、さらに農業改良と農民の生活の改善などを目的とした農業改良委員会が発足した。

三者三様の公的機構の農業関係機関も、昭和二十六年三月三十一日で失効となった主要食糧の配給制度に代わる法的措置をとる必要に迫られた。そこで農林省は、従来の三つの所掌事務に農業の自主的な計画化の機能を持たせるための農業委員会を設置することとし、昭和二十六年二月二十一日第十通常国会に農業委員会法を提出した。

従来の三委員会は、期の経過とともにその役割を十分に果たし、所掌事務の範囲も自ら限定され、相互に関連をもたないための組織上の簡略化を図りながら民主主義の原則に従って農民の代表機関としての再編成が農業委員会のなかで実施されることになった。

同委員会は農業全般にかかわる事業を立案し施行する執行機関となった。具体的な事業をあげると○自作農創設維持○農地等の利用関係の調整○土地改良事業○交換分合に関する調整事務○小作地調停○諮問機関としての土地の開発、改良、保全その他の生産条件の整備○農業技術の改良○その他農業生産に関する事項○農畜産物の加工流通に関する事項○農業振興に関する振興計画○地方公共団体の代表者に建議したり、諮問に応じたりする。

この法案は同二十六年三月三十一日に公布、即日施行された。農業委員会法の施行に伴い、昭和二十六年七月二十日、市町村農業委員会が発足した。本村の農業委員会は村役場に設置され、同月二十七日の農業委員選挙で次の十五名の委員が選ばれた。(任期三年)

▼会長 小林義貞▼副会長 渡辺貴広▼委員 渡辺弥太郎、渡辺国育、渡辺依由、渡辺国孝、渡辺勝利、渡辺佑吉、渡辺喜明、梶原千秋、渡辺正、小林武頼、渡辺尊陸、渡辺寅雄、渡辺武正

同委員会の正副会長は第一回の農業委員会の会合で互選されたが、公職選挙法に基づいて実施された農業委員選挙では定数十五名に対し十七名が立候補して争った。この年から昭和五十九年七月二十日の改選まで十二回改選されているが、農業委員会法の改正で農業共済組合、村議会、鳴沢・大田和両農協推せんの農業委員が加わり定数を維持している。

農産物の生産調整の時代を迎えた昭和四十年後半から農業委員会の業務内容が大きく変わった。

○農地転用等の許可申請の処理○農地所有権の移転手続き事務○農地使用貸借契約事務○農業者年金の手続き事務○土壌改良の事務などである。このなかで現在も業務のトップを占めているのは「農地転用」である。農地を宅地に替えるなどの許可申請が年間二十件から三十件ぐらいいはあるという。つぎに多いのは「農地の貸借契約」の申請件数で年に十五件ぐらいいあるという。

水田のない本村の農民は、休耕田になっている南都留地区、遠くは静岡県富山市、富士宮市の農家と貸借契約を結び、通勤または泊まりがけで出かけて行って野菜作りをしている。本村では、これらの農作業を「出作」と呼んでいる。連作ができない本村の休耕の畑地を多目的に利用している人もいて、農地の貸借契約件数が年ごとにふえている。

一方では、農業の先行きの不安と高齢化社会を反映して、農業者年金の加入者は本村の農民の九〇%を占め、農業委員会事務局の窓口には日に一件から五件ぐらいい年金の問い合わせがあるという。

#### 歴代農業委員

昭和二十六年七月二十七日、前述の第一期の農業委員の選出を除き、第二期の農業委員選出から現在までの歴代農業委員は次の通りである。(カッコ内任期)

○第二期（昭和二十九年七月二十日）～三十二年七月十九日）

▼会長 渡辺勝利▼委員 渡辺和一郎、渡辺佑吉、清水政由、渡辺貴広、小林昭慶、佐藤伊作、渡辺公達、佐藤富寿、小林義貞、渡辺頼恵、田中良一、梶原徳忠

○第三期（昭和三十三年七月二十日）～同三十五年七月十九日）

▼会長 渡辺貴広▼委員 田中良一、渡辺正徳、渡辺清、渡辺公達、三浦金重、渡辺正明、三浦富作、小林皇士郎、渡辺卯近、渡辺勝利、梶原千秋、渡辺和一郎、渡辺卯多美

○第四期（昭和三十五年七月二十日）～同三十八年七月十九日）

▼会長 三浦富作▼委員 渡辺清、小林皇士郎、渡辺仁太郎、渡辺卯多美、渡辺清輝、渡辺正明、清水啓一、三浦金重、渡辺卯近、田中良一、渡辺正徳、三浦初男、渡辺公達

○第五期（昭和三十八年七月二十日）～同四十一年七月十九日）

▼会長 田中良一▼委員 渡辺卯近、渡辺仁太郎、渡辺建一、渡辺晋彬、渡辺清輝、清水啓一、渡辺賀一、三浦金重、渡辺富士男、三浦初男、三浦富作、渡辺均、渡辺辰治

○第六期（昭和四十一年七月十日）～同四十四年七月十九日）

▼会長 渡辺清輝▼委員 三浦保、渡辺賀一、渡辺建一、渡辺正平、清水春雄、渡辺正徳、渡辺富士男、三浦初男、渡辺栄太郎、三浦富作、渡辺和一郎、渡辺聖俊、渡辺聖貴雄

○第七期（昭和四十四年七月二十日）～同四十七年七月十九日）

▼会長 渡辺和一郎▼委員 三浦保、三浦誠、三浦祐松、渡辺賀一、小林一吉、清水春雄、渡辺正徳、渡辺富士男、三浦初男、渡辺建一、三浦富作、渡辺正平、田中良一

○第八期（昭和四十七年七月二十日）～同五十年七月十九日）

▼会長 小林善恵▼委員 渡辺茂、小林一吉、三浦保、小林豊孝、三浦誠、小林昭輪、三浦初男、渡辺月丸、渡辺聖貴雄、小林玲作、小林徳兆、渡辺常雄、渡辺芳郎

○第九期（昭和五十年七月二十日）～同五十三年七月十九日）

▼会長 渡辺勝寿▼委員 渡辺良忠、三浦俊夫、三浦保、梶原先勝、渡辺常雄、渡辺勝市、渡辺茂、渡辺正徳、三浦誠、小林昭輪、渡辺友三、渡辺正平、小林一吉、渡辺幸美

○第十期（昭和五十三年七月二十日、同五十六年七月十九日）

▼会長 小林孝敏 ▼委員 小林静作、小林茂雄、三浦保、小林静男、小林洋一、渡辺寿美、渡辺勝市、渡辺良忠、渡辺利正、渡辺泰一、渡辺友三、渡辺幸美、渡辺常雄

○第十一期（昭和五十六年七月二十日、同五十九年七月十九日）

▼会長 渡辺聖俊 ▼委員 渡辺利正、佐藤秀恵、渡辺長、三浦実、渡辺雄司、渡辺至、渡辺寿美、渡辺正寅、小林安男、小林静男、小林静作、渡辺建一、渡辺隆弥

○第十二期（昭和五十九年十一月二十日、同六十二年七月十九日）

▼会長 小林徳兆（昭和五十九年十一月死亡）▼後任会長 三浦祐松 ▼委員 渡辺至、渡辺忠重、三浦実、佐藤秀恵、渡辺正寅、小林安男、三浦良雄、渡辺利正、渡辺寿美、渡辺泰一、渡辺隆弥、渡辺雄司

○第十三期（昭和六十二年七月二十日、同六十五年七月十九日）

▼会長 渡辺友三 ▼委員 渡辺正寅、渡辺喜頼、小林禮一、渡辺至、三浦一、佐藤光徳、渡辺忠重、渡辺繁樹、小林久憲、渡辺雄司、小林安男、渡辺喜市

## 農業協同組合

昭和二十年十二月九日、占領軍総司令部（GHQ）は日本政府に対し、農地改革の覚書を交付、史上初めての農地解放の幕を開けた。地主・小作の封建制度に初めてメスを入れた画期的な農民解放指令であった。

同時に①非農業的利害から支配されない自由で民主的な団体運営②農民の経済的、文化的向上に奉仕すべき農村協同組合運動の讓成計画の提出を求めてきた。GHQの覚書は日本政府と協議の上、修正をかさねて昭和二十二年十一月十九日、農業協同組合法が公布され、同年十二月十五日施行となった。

この新しい協同組合法の特質は①政府、官僚の干渉が及ばない自主、自由の原則を基に設立する②地主、または農

民でない者に支配されない民主的な組織にすることを原則とした。昭和二十三年の時点で山梨県内に設立された総合農業協同組合の数は二百五十二組合（『山梨県政百年史』）に達し、農協法の施行以来わずか一年で全国的な規模で総合農協が設立されたのである。山梨県の場合も、県は指導助言的な立場をとり、県知事の認可で農協組織の設立に協力した。

### 鳴沢農業協同組合設立

昭和二十三年三月二十八日、鳴沢農業協同組合が設立された。当時の県知事は吉江勝保。南都留郡下の各町村とほぼ歩調を合わせてのスタートだった。

本村は、旧来から鳴沢と大田和はそれぞれ生活の基盤が異なることから、各種団体とも鳴沢地区と大田和地区に分かれて運営されてきた。村一本のかたちの総合農協の設立とあつて同年一月初めごろから両地区の農民代表が何回か会合を開き、農協設立に伴う財産、人事、統制下における生活必需品の取り扱い事務、出資金などの問題を協議し、三月二十八日の創立総会で、加入組合員数三百三十一名、出資金十八万一千二百円（六百四口）とし、事務所を鳴沢農業会（木造二段建て二十七坪）に置いた。創立総会で全組合員の投票で理事八名、監事三名の役員を選出した。

### その結果

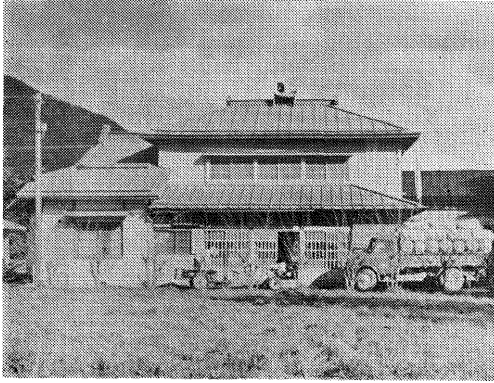
△理事▽ 渡辺繁範（初代組合長＝鳴沢） 小林才一（鳴沢） 佐藤好蔵（同） 渡辺富明（同） 清水政由（同） 渡辺久作（大田和） 渡辺伝（同） 渡辺茂時（同）

### △監事▽

渡辺庭朔（鳴沢） 小林為広（同） 渡辺静憲（大田和）

本村の総合農協が発足して五ヵ月後の八月十五日の終戦記念日に、清水政由、渡辺和一郎ら七人の清算人の鳴沢・大田和の農業会の解散に伴う財産処理の報告を兼ねて農業会の解散式を行った。その直後、農協が一つでは何かと不





旧鳴沢農業協同組合事務所—鳴沢村鳴沢・昭和35年撮影

便だとする大田和地区の組合員から鳴沢・大田和の農協分離案が提出され、同年九月七日、鳴沢農協で臨時総会が開かれ、大田和地区選出の理事、監事、組合員の一致した分離案を認め、定款改正が決議された。

これに基づき、県は十月二十八日付けで分離案に伴う定款変更と、大田和農業協同組合設立を認可した。このため鳴沢農協では九月十八日、鳴沢単独の理事・監事の選挙を行い、次の理事七名、監事三名が選出され、二代の農業協同組合長に佐藤好蔵が選ばれた。

△理事▽

佐藤好蔵（組合長） 小林才一 小林為広 三浦貴雅 渡辺徳一 小林之男 清水政由

△監事▽

小林晴次 小林修多 渡辺寅雄

以来、鳴沢地区単独の農業協同組合は、昭和五十八年一月末日まで続いた。その期間、激しく移り変わる農業経営の指導的な立場を堅持して、酪農、高原野菜の生産などの新しい施策を講じた。同年二月一日、再び鳴沢・大田和両農協が一本化するまで鳴沢農協の歴代組合長をつとめた人たちは次の通りである。

△歴代組合長▽

佐藤好蔵（六期・昭和二十九年六月二十四日退任）▼渡辺頼恵（二期・昭和三十一年四月二十五日退任）▼三浦富作（二期・昭和三十六年二月二十五日退任）▼渡辺善四郎（三期・昭和四十三年三月十八日退任）▼三浦富作（一期・昭和四十六年二月二十七日退任）▼小林美知（二期・昭和五十二年三月二日退任）▼渡辺善四郎（二期・昭和五十五年三月十四日退任）

▼渡辺建一（二期・昭和五十八年二月合併まで就任）

## 大田和農業協同組合設立

前述の経過で分離独立した大田和農業協同組合は、昭和二十三年十月二十八日付の農協法第六十条の定款改正に伴う農協設立の認可が下りて、大田和の旧農業会事務所で営業を開始した。

組合員数百三十三人、出資金十万六千円、役員は理事七名、監事三名、計十名。

創設時のおもな業務は雑穀、木炭の供出事務、生活必需品・資材の配給事務、製粉・精麦加工などであった。

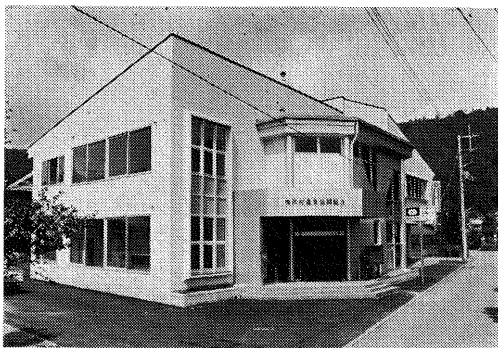
特に製粉・精麦加工は、組合員からの強い要望があつて農協直営の加工場を確保するため同区の小林亭と交渉、同加工場を七十万円で購入した。ところが昭和二十五年二月二十五日未明の出火で加工場・倉庫が全半焼した。大田和第二区の建築用材の寄付があつて翌年五月二十七日から加工作業を再開した。

食糧事情が緩和されるにしたがい大小麦、ソバ、トウモロコシなどの雑穀類の生産が減少し、それに代わつて野菜栽培が盛んになった。

昭和二十四年十二月十三日、同農協の指導で大田和小学校に「こども信用組合」が設立され、児童に勤儉貯蓄思想と経理事務の学習を兼ねて普及し、同二十七年十二月、南都留郡農協連合会主催の農協設立五周年記念式典で同こども信用組合は優良信用組合として団体表彰を受けた。

同二十八年には、酪農振興のためのエンシレージ用サイロと集乳所を建設。同年十二月、種馬鈴薯の冬季保管のための貯蔵庫を建設した。

同農協の指導事業として生産・生活の二部門を担当、生産面では野菜、花、酪農の改良と普及、生活面では台所改善、栄養と健康、文化活動（映画会など）を継続した。



完成した鳴沢村農業協同組合本庁舎＝鳴沢

同三十三年十一月、酒類小売販売免許を取得、生活協同組合的な性格を位置づけた。生産面では同三十六年からダイコン、短型ニンジン、インゲン等の共同出荷体制を整え、市場価格の調整をはかるための貯蔵倉庫や野菜の共同出荷のためのダイコン洗い施設などを新設した。

昭和五十二年五月、鳴沢村野菜出荷協議会の野菜集出荷場が鳴沢と大田和の両農協に併設された。そのころから農産物全般の低迷期に入った。戦後の重要農産物であった本村の養蚕、雑穀、酪農、野菜とも生産調整の対象となつて農業経営の基盤が揺らぎ始めた。

その間、大田和農協の理事、監事の改選が五回行われた。昭和二十三年十月以降から同五十八年十二月末日までの歴代組合長は次の通りである。

△歴代組合長▽

▼渡辺清高（昭和二十五年三月退任）▼渡辺久徳（非常勤）同二十八年三月退任）▼渡辺貴広（非常勤）同三十四年三月退任）▼渡辺和一郎（同六十二年三月まで継続）

新生―鳴沢村農業協同組合

昭和二十三年十月、大田和農協が鳴沢村農協を離脱、独自の農協を創設してから二十五年を経た昭和五十七年後半から鳴沢・大田和の対等合併の具体化の方向に歩みはじめた。農協合併は国の方針に基づくもので、農業の活性化を図るための農協経営の合理化と近代化の促進が目的であった。山梨県内の市町村でも農協合併が行われた時期である。

鳴沢・大田和の設立委員十九名が鳴沢村総合センターに集合して鳴沢村農業協同組合設立委員会が発足したのは昭和五十八年一月八日であった。当日の議事録によると、午前十時半、設立委員十八名（欠席一名）が出席、中央会事務局が設立委員会の次第について説明を行い、渡辺和一郎（大田和農協長）を議長に選出、議事録署名人に三浦誠、渡辺富士男を指名して議事に入った。

同設立委員長には渡辺和一郎、副委員長に渡辺建一（鳴沢農協長）が選任され、新農協の定款、諸規程の原案の説明、共済規程、農地信託規程、農業経営受託規程、内国為替取引規程、宅地等供給事業実施規程、監査細則についての資料に基づく説明を行った。

さらに組合員一人に対する貸付限度額（一千万円）、貸付金利率最高限度年一〇%、役員報酬、取引銀行（山梨中銀、大月信用金庫、都留信用組合）各連合会への加入、新庁舎を建設して鳴沢・大田和に支所を設置するなどの具体的な協議をし、全員承認して可決した。新農協発足に当たり、理事十三名、監事六名を次のように選任した。

#### 〈理事〉

渡辺建一、三浦誠、小林徳兆、小林孝重、渡辺正明、渡辺善四郎、梶原千秋、渡辺和一郎、渡辺富士男、渡辺友三、渡辺次夫、渡辺己工、渡辺隆弥

#### 〈監事〉

三浦保、渡辺千勝、小林善恵、渡辺常雄、渡辺寿美、渡辺芳明

役員の内選で新鳴沢村農協の初代組合長に渡辺和一郎が就任、専務理事に渡辺建一が選ばれた。

明けて昭和五十八年二月一日鳴沢村農業協同組合の創立総会が同村総合センターで開かれた。新農協の正組合員数は四百一人、準会員三十六人、加入団体十三、合わせて四百三十七人。出資金四千二百六十五万四千元（内訳：大田和二千二百三十九万九千元、鳴沢二千二十五万五千元）、鳴沢・大田和の旧農協を支所として発足した。

設立委員会での決議に伴い、鳴沢農業協同組合本庁舎の建設は、合併二年目の昭和五十九年三月の通常総会で具体策を検討し、同六十年十二月二十四日、鳴沢村七百十一番地の六一・八七五平方呎の用地に鉄骨二階建て一一三〇・三六五平方呎の新庁舎建設に着手した。

総工費一億六千三百万円。一階は事務室、応接室、店舗、会議室、倉庫。二階は鳴沢公民館、第一区事務所、農協本所に分かれている。建設工事は昭和六十一年八月三十一日に完成した。

昭和六十二年三月二十八日、総合センターで開かれた第四回通常総会で発表した正組合員は四百十六名、準組合員二十六名、団体十二名、計四百五十四名となっている。出資金は一億九百四万四千円に増資している。

平均預金額一戸当たり七百二十九万円、第四回通常総会の発表によると全組合の農協預金総額は三十三億五千四百二十五万二千円。これを四百六十人で割ると、一戸当たりの平均預金高は七百二十九万一千八百四十七円になる。農業の先行きの不安と高齢者社会に対応して日常生活を自給化しながら貯金を励行している堅実な村民性が顕著にあらわれている。

同総会で組合長に渡辺建一（前専務理事）が選任され、専務理事に渡辺和一郎（前組合長）が就任した。このほか新理事、監事が改選され、職員の配置替えが行われた。現行の農協役員、職員は次の通り

△理事▽

渡辺建一（組合長）、渡辺和一郎（専務理事）、渡辺聖俊、渡辺米二、渡辺正平、小林玲作、小林昭輪、渡辺常雄、三浦裕太郎、渡辺隆弥、渡辺常雄、渡辺喜猶、渡辺芳郎

△監事▽

▼代表監事 三浦誠▼監事 渡辺勝市、三浦祐松、渡辺芳明、小林静作、渡辺寿美  
△農協職員▽

▼管理部長 渡辺末男▼業務部長兼鳴沢支所長 渡辺茂富▼大田和支所長 渡辺昭秀▼鳴沢支所長代理 渡辺伝▼職員 渡辺潔、渡辺邦美、渡辺虎英、渡辺又司、小林工才、渡辺徳治、渡辺好夫、渡辺八代子、三浦洋子、今井悦子、渡辺三千子、小林かおり

## その他の団体機関

### 農家の二、三男対策

昭和二十年九月六日、近隣の西八代郡上九一色村本栖の富士ヶ嶺郷拓植団（池谷源一団長）が初の畝入れを行った。この折、本村の農家の二、三男が三十人ほど入植している。途中で挫折した人もいて、同二十三年八月三十一日、富士豊茂開拓農業協同組合（種浦真平組合長）として再発足したころは、鳴沢村から入植した戸数は二十三戸であった。

旧軍人、旧満州の引き揚げ者、復員してきた農家の二、三男の生きる道しるべになった同開拓団への入植者募集に始まった本村の農業団体加入と同時に養蚕組合の充実、村内十二の農事組合の再編成が焦点となった。

終戦直後は衣・食・住すべてに困窮していたため、自家製の絹製品、綿羊の毛織物は、主食（雑穀を含む）に次ぐ貴重な財産であった。

村民の栄養源となる緬羊、ヤギ、牛、ニワトリの大量飼育も立地条件に恵まれていなかったため産地化するには至らなかったが、衣・食・住の緩和に伴い、昭和二十六年ごろから新しい農業団体が誕生した。

### 農業研究会の発足

米の収穫の代わりに陸稲、大小麦、トウモロコシ、馬鈴薯などの増産には各地区の農事組合のリーダーが新品種を



ハウスで夏ギクを栽培する農家—鳴沢で・昭和31年7月撮影

取り寄せて普及し、県立岳麓農業試験場や県立農業改良普及所の指導で農事組合は農業研究会の色彩を深めて農業技術の改良に向けて動き出した。

現在、富士北麓森林組合に合併している鳴沢村木炭組合、森林組合も終戦当時は木炭の生産で多忙をきわめたが、燃料が石油に代わると利用度が激減し、昭和三十年代から減炭の一途をたどった。

#### 酪農組合

本村の酪農は大正六年に十四頭の和牛飼育の記録があるが、飲料水に事欠く地理的な理由から酪農の伸びは振るわず、終戦時には一頭の牛も飼っていなかった。

戦後の食糧事情の緩和で国民の牛乳飲料度が高まり、乳価が上向いた。昭和二十六年九月、県のあつ旋で米国産のホルスタイン種の乳牛十三頭を導入、これを契機に鳴沢村酪農組合（三浦金勇組合長）が創設され、三十五戸の農家が組合に加入した。

昭和二十八年には北海道、静岡、神奈川などから新品種の乳牛を導入するなど牛乳の生産に努め、昭和三十二年には百三頭の乳牛を飼育した。この年を頂点にして乳価が下落し、酪農から離れていく農家がふえ、現在、農協酪農部に所属する農家は三戸、一戸当たり二十〜三十頭と乳牛の多頭飼育化が目立っている。

昭和二十年後半まで三百ヘクタールの桑園も養蚕の不振から夏ギク、トリカブトなどの花き園芸に転換し、さらに高原野菜の栽培に変わり、養蚕・蚕種組

合は消滅状態である。

農協蔬菜・花き園芸・酪農とも独立した自主組合で運営してきたが、昭和五十九年三月、農協部会に編入され、花き部会(渡辺英部会長)、蔬菜部会(渡辺友美部会長)、酪農部会(三浦金勇部会長)になり、鳴沢・大田和統合のかたちで運営している。

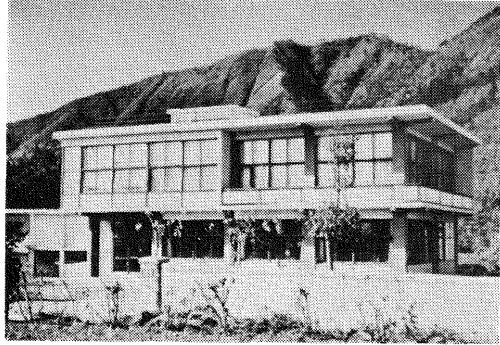
## 鳴沢村ほか一町二カ村恩賜県有財産保護組合

### 恩賜林の経過

明治四十年八月と同四十三年八月、山梨県内に大水害が襲い、有史以来の被害を受けた。宮内省は、大水害の救済と復興のため同四十四年三月十一日、県内の二十九万八千二百三町七反七畝十五分の官有林を県有財産として下賜した。県では同年四月一日、山梨県恩賜県有財産管理規則を施行。大正元年八月十六日付の山梨県指令乙第七六号により南都留郡鳴沢村外四カ村恩賜県有財産保護組合の設立が認可された。組合事務所は鳴沢村字的場三、一二六番地に建てられ、鳴沢村字富士山を中心とする山林を三十四班に分けて総面積六千八百八十九町歩の入会団体組合として県の指導で山林資源の開発と保護に当たることになった。入会団体の五カ村は、鳴沢・大嵐・勝山・小立・船津の各村。

同組合のおもな事業は、植林、伐採、下草刈り、林業雑産物の収益であったが、大正三年十二月十一日付け乙第二〇三六号の県指令で設定した下草採取区域二百九十六町三反四畝八歩は、昭和二十三年六月十日、鳴沢村外四カ村農民連署の陳情により鳴沢村農地委員会は同二十年十一月二十三日にさかのぼって買収手続きを受理、同年六月十三





鳴沢村ほかに一町二カ村恩賜県有財産保護組合の庁舎＝大田和

日、国家買収を決定した。同二十四年十二月二十七日、農林大臣名で鳴沢村ほかに四カ村に牧野として団体売り渡しを承認した。

昭和三十年四月、町村合併促進法に基づき大嵐村は西浜村と合併、足和田村と村名が変わり、船津村、小立村も翌年九月、大石、河口両村と合併して河口湖町となった。このため同保護組合は三十六年七月七日付の県指令第五一〇四号をもって「鳴沢村ほかに一町二カ村恩賜県有財産保護組合」と改名した。

そのころから富士北ろくの県有林は保養地、別荘、ゴルフ場などレジャー産業の最適地と脚光を浴びてきた。

しかし、恩賜県有財産管理条例では、これを保護する団体に対しての補償は、樹木を伐採、売り払った場合、天然林は二五％から三〇パーセント、人口林の場合は五％の交付金を出しているだけで、土地を別荘地、観光施設に利用する場合には、樹木を伐採して転用することが多いため、樹木売却に伴う交付金があっても、その土地からある収入については、保護団体への交付金は、交付されないとあつて昭和三十九年三月三十一日の県条例第二十号をもつて「山梨県恩賜県有財産土地利用審議会」（名取忠彦会長）が設置された。

同審議会は知事の諮問を受け、四年半の長期にわたり、小委員会、大審議会を合わせて二十三回の会議が行われて昭和四十三年十二月七日、田辺国男県知事に審議の結果を答申した。これに基づき、県有財産管理条例の改正が行われ、同四十八年一月三十一日、田辺知事と県恩賜林保護組合連合会の内藤登理事長の間で次のような覚え書きを交わ

して解決した。

一、甲（知事）は、恩賜保有財産を高度利用するに当たり保護団体代表（乙）の意見を聴き、当該保護団体の合意が得られなかったときは、開発事業を行わない。

一、甲は、本条例第五条に基き交付金の交付率を決定するに当たっては、管理条例第四十八条の規定の例により二五％を基準として措置すること。

一、甲と乙は、本条例施行後、乙およびこの当該保護団体との諸問題の処理に当たっては信義に従い、誠実かつ円満に解決するよう双方で協力し合うこと。

県および各恩賜林保護組合で交わした覚え書きは、山林資源の保護と同時に観光、別荘などの保養施設、体育向上のための諸施設を整える高度利用の軌跡となった。これらのテストケースになったのが鳴沢村字富士山の同保護組合所有地の一九六・八九五ヘクタールである。

この土地は大正五年六月八日、県から不要存置売払の許可を得て、県から同保護組合に移転登記した土地である。これを小作者（組合員）に、五十年間の契約で林地、農耕地として貸与してきた。その期限が昭和四十一年十二月三十一日までである。借地期間の満了を控えた同三十六年十一月、組合側は、組合所有地貸付条例を公布、全借地者に対し、期限までに返地するよう通告した。

河口潮町船津、富士観光開発株式会社（志村寛社長）は、借地返還を期に全組合所有地を買い上げたい意向を組合議会に提出した。

同組合は、貸地処理委員会を構成して借地者などの意見をまとめて昭和四十一年五月七日の組合議会で同処理委員会の答申通り「組合所有地の借地人に対し六割補償をして、借地権を消滅、全所有地を売却する」旨を議決した。組合所有地処分については関係町村議会の同意を得ると同時に、借地期間までに小作者の責任において立木を処分する

などを通告した。

土地売却については公売入札方法をとり、同年九月九日、最高入札者の富士観光開発KKが三・三平方畝当たり二千円で売買契約が成立。合わせて十三億四千九百五十一万四千円が組合を通して支払われた。

そのうち八億五千余万円は借地人の補償料として支払われ、残る五億七千余万円は河口湖南中学校建設資金、福祉会館建設費などに使われることになった。

世界の富士山として、自然林の保護を基調としながらも観光開発は着実に進められ、富士観光開発KKで買収した組合所有地は、富士桜別荘村、ゴルフ場に生まれ変わった。

昭和六十一年十二月にオープンした富士観光開発株式会社（志村哲良社長）の人工雪施設完備の天神山スキー場は、鳴沢村字富士山八五四五―一の地籍に該当する県有林、村有林、部分林を含めた約六十五万平方畝の天然林。これらの用地を同会社が借地として県および鳴沢村ほか一町二カ村、同保護組合議会の同意を得て同六十一年二月十四日、三カ年更新で年間八百六万円（一平方メートル当たり六十五円）の借地料を支払う契約が成立し、京浜地方から一番近いスキー場が富士北ろくの原生林の中に誕生した。

### 同保護組合の現況

昭和六十二年五月十三日、同保護組合（渡辺護組合長）の定期総会が開かれ、六十一年度の決算、事業報告、六十二年予算、事業計画などを審議、四年任期の組合議員十八名の改選が行われ、次の各氏が選出された。

△鳴沢▽ 渡辺月丸 渡辺聖貴雄 渡辺幸美 小林玲作

△大嵐▽ 朝比奈弘 渡辺洋吉

△小立▽ 渡辺毅 小林讓 流石誠一 渡辺君郎 （渡辺護組合長）

△船津▽ 小佐野昭二 小佐野常夫 平井邦男 比留間富雄 小佐野岩雄

△勝山▽ 小佐野亀雄 小佐野友一 在原岩雄

昭和六十一年度の決算報告書によると、同保護組合のおもな収入源は、同四十八年から開設している県営富士山有料道路沿いの樹海台、大沢、御庭など四カ所の売店で販売する盆栽売り上げ三千五百七十九万円がトップ。つぎに県で交付する造林補助金千五百五十九万円、伐採労務費七百六十一万円、カラマツ、シラベ、ゴヨウマツ、イチイ、ブナなどの植え木販売総額六十四万八千円など天然資源に恵まれた本村および周辺の町村は、恩賜県有財産を保護、育成することによって無限の恩恵を受けている。

明治四十四年十一月から昭和六十二年五月現在まで七十六年間の歴代組合長は次の人たちである。

△歴代組合長▽

▽明治四十四年十一月～大正元年十月

初代組合長 相沢信明（小立村）

▽大正元年十月～十二月

二代組合長 外川喜太郎（船津村）

▽大正二年一月～同十四年二月

三代組合長 小佐野治助（勝山村）

▽大正十四年三月～昭和四年三月

四代組合長 渡辺宗太郎（鳴沢村）

▽昭和四年四月～同八年四月

五代組合長 渡辺桂次郎（鳴沢村）

▽昭和八年五月～昭和十年七月（死亡）

六代組合長 渡辺桂次郎（同）

▽昭和十年九月～同十八年九月

七代組合長 渡辺為祐（大嵐村）

▽昭和十八年十月～同二十二年十月

八代組合長 渡辺利助（船津村）

▽昭和二十二年十一月～同二十三年二月（死亡）

九代組合長 坂本龍造（小立村）

▽昭和二十三年四月～同二十七年四月

十代組合長 渡辺材吉（小立村）

▽昭和二十七年四月～同三十一年四月

十一代組合長 渡辺達誉（鳴沢村）

▽昭和三十一年五月～同三十二年九月

十二代組合長 井出重作（河口湖町船津）

- ▽昭和三十二年九月～同三十四年四月  
十三代組合長 梶原武一郎(同)
- ▽昭和三十四年九月～同三十八年九月  
十四代組合長 渡辺永作(河口湖町小立)
- ▽昭和三十八年十月～同四十二年十月  
十五代組合長 小佐野久明(河口湖町船津)
- ▽昭和四十二年十一月～同四十六年十月  
十六代組合長 小林利隆(鳴沢村)
- ▽昭和四十六年十一月～同四十八年二月
- ▽昭和四十八年二月～同五十二年二月  
十七代組合長 渡辺久吉(河口湖町小立)
- ▽昭和四十八年二月～同五十二年二月  
十八代組合長 山中重広(同)
- ▽昭和五十二年二月～同五十七年十月(二期)  
十九代組合長 渡辺才助(河口町船津)
- ▽昭和五十七年十月～同六十一年七月  
二十代組合長 渡辺正明(鳴沢村)
- ▽昭和六十一年十月～現在  
二十一代組合長 渡辺讓(河口湖町小立)

## 商工業団体

本村の商工業団体は、昭和三十五年十二月十三日に発足した河口湖商工会（外川房雄会長）に所属している。

同商工会は、南都留郡阿口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村の一町三ヵ村の商工業者が大同団結してスタート。河口湖町船津二〇八八番の二に組合事務所を置き、渡辺誠経営指導員ら現在八人の職員がいる。

発足当時、会員数四百人だったが、現在では千百人にふえた。そのうち鳴沢村の会員数は六十二人。未加入者十八人を含めると本村の商工業者は、八十人に達している。

本村の商工業者の内訳は▽卸・小売業者二十三人▽建設業二十九人▽サービス業（旅館・民宿を含む）十三人▽製造業十一人▽農林水産業三人▽運輸通信業一人。

同商工会の役員は、正副会長三人のほかは理事二十二人、監事二人。鳴沢村の商工業者を代表して発足以来から六年間理事を務めていた渡辺寅雄（鳴沢・おきむらや店主）のほか、昭和三十五年十二月十三日、監事に就任、同四十二年五月二十五日理事に就任し、現在も役員を継続している渡辺伸（大田和・大和屋店主）のほか同五十八年五月十九日、理事に就任した清水延秋（鳴沢・印刷業）の両名が本村の代表理事として活躍している。

昭和二十五年四月一日、中小企業等協同組合法が施行される前の本村の商工業者は、商工団体らしい機関はなく、個々バラバラに経営してきた。昭和三十五年十二月、同商工会に加盟してから低利資金の貸付、商品、資材の流通機構の円滑化、経営指導、労災保険加入手続きなど商工業の近代化経営に大きく前進した。（坂本徳一）